

中種子町男女共同参画プラン【概要版】

計画策定の目的等

計画策定の目的

男女共同参画社会の実現に向け、近年の法・制度、社会経済情勢の変化や国・県の計画を踏まえ、地域特性に応じた新たな指針として「中種子町男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」）を策定しました。

近年の動向

- ◆国の「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定
- ◆県の「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定
- ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正
- ◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律改正

計画の位置づけ

- ◆男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ◆女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」
- ◆配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」

計画期間

- ◆令和7年度から令和16年度までの10年間

基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等あらゆる場面において、誰もが個性と能力を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

このため、誰もが人権が尊重され、一人ひとりが自分らしい生き方を選択し、互いに認め合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

誰もが個性と能力を発揮できるまち

基本目標と施策の展開

基本目標 1 誰もがお互いを認め合う地域づくり

1-1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくりの推進

(1) 人権尊重の意識づくり

施策の方向

- 男女共同参画社会形成に向けての根底をなす人権教育・啓発を進めます。
- 人権を感覚として身につけるための講座の計画的な実施や、人権教育・啓発を推進する指導者の育成等に努めます。
- LGBTQ（性的マイノリティ）の人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、SOGI（性的指向及び性自認）についての理解の促進を図ります。

(2) 男女共同参画の意識啓発

施策の方向

- 住民や行政職員が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、身近なところから男女平等を阻害している慣行等を見直すよう、様々な媒体や機会を活用して広報啓発活動を進めます。
- 「男性だから」、「女性だから」という固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるように、意識啓発や各種情報の提供等を行います。

1-2. 学びの場における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の方向

- 男女平等の視点に立って次代を担う子どもたちが個性と能力を發揮して育つよう、保育園や幼稚園、学校等における保育や教育において、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進する取り組みを進めます。
- 多様な性に関する問題についての理解について学習機会の確保、講演会等の実施など取り組みを進めます。

(2) 多様な社会教育機会の充実

施策の方向

- 学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場面における男女共同参画についての理解を促進するため、鹿児島県男女共同参画センターと連携した講演会や講座などを行い、学校教育以外の場における教育・学習機会の充実に努めます。

基本目標 2 誰もが活躍できる地域づくり

2-1. 女性が活躍できる基盤づくりの推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の方向

- 町行政における審議会等委員への女性の参画を促進するため、町行政に関心を持つよう啓発を進めるとともに、町行政のあらゆる場面や審議会などへ女性の積極的な登用に努めます。
- 町の管理職への女性職員の登用を推進します。

(2) 女性の人材育成支援

施策の方向

- 商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や、情報提供などの取り組みを図ります。
- 庁内では、性別に関わりなく、個人の能力と適性に応じた職員配置を行います。
- 特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

2-2. 働く場における男女共同参画の推進

(1) 雇用の機会均等と待遇の確保の促進

施策の方向

- 生活様式に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されるように、男女共同参画の視点から働く場の環境を整えていけるよう努めます。
- ハローワーク等関係機関と連携して、女性の就労支援に努めます。

(2) 働き続けやすい職場づくりの促進

施策の方向

- 労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に働きかけるとともに、企業における先進的取り組み事例の紹介、男女平等の視点に立った就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。

2-3. ワーク・ライフ・バランス実現の促進

(1) 仕事と子育て・介護の両立への支援

施策の方向

- 誰もが働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるよう、地域での子育て支援サービスの充実をはかります。
- 事業所などに働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進を働きかけます。

(2) 男性の家事・育児等への参画促進

施策の方向

- 男性の家事・育児等の家庭生活への一層の参画を促進するため、啓発活動の充実を図るとともに、男性も参加しやすい家事・育児等についての学習機会を提供します。

2-4. 地域社会における男女共同参画の促進

(1) 地域活動等における男女共同参画の促進

施策の方向

- 誰もが主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、地域や様々な分野で活躍する女性を発掘するとともに、女性のリーダーなど人材の育成を支援します。
- 自治会など地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。

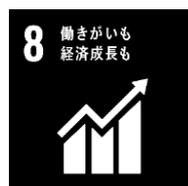
(2) 防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向

- 地域における住民一人ひとりの人権を尊重して安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

SDGsの視点を踏まえた計画

- ◆本プランでは、主に「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、4つの目標達成を目指します。



3-1. あらゆる暴力を根絶する地域づくりの推進

(1) 暴力を許さない意識づくり

施策の方向

- DVなどの暴力をなくすため、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努め人権侵害を防止するための意識啓発を図ります。
- 学校教育や広報等を通じて、若年者向けに意識啓発を図るとともに、福祉、学校関係者等に対するDVに関する理解を深めることで暴力の防止を図ります。

(2) 安心できる相談・支援体制づくり

施策の方向

- 暴力を受けたDV被害者が安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。また、被害者に関する個人情報保護の徹底に努めます。
- 県の配偶者暴力相談支援センター、警察など関係機関との連携強化のもと、DV被害者の事情に配慮し、生活を再建するための制度の活用や弾力的な運用に努めます。
- 被害者の心のケアや、同伴する子どもの安全と養育支援について、要保護児童等対策地域協議会などの関係機関と連携を図り、継続した相談及び情報提供を行います。

3-2. 生涯を通じた健康づくりの支援

(1) 世代に応じた健康づくりの支援

施策の方向

- 健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるとともに、誰もが生涯を通じ性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。
- 「おやこ食育教室」、「健康づくり教室」を継続するとともに、内容の充実を図っていきます。

(2) 母子保健の充実

施策の方向

- 妊娠や出産、育児に関する適切な健康の保持増進ができるよう、途切れのない支援など総合的な対策を推進します。

3-3. 誰もが安心できる地域づくりの推進

(1) 地域福祉の推進と生活支援の充実

施策の方向

- ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や障がい者などの、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。

(3) 誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

施策の方向

- 年齢・障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活できるよう、ユニバーサルデザインの推進などとともに、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由に困難や課題に直面しやすい人への理解・配慮など心のバリアフリーを進め、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めます。

(2) ボランティア活動の支援

施策の方向

- 子育て支援や健康づくり、ひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域の様々な課題の解決に向けて、性別や年齢等により役割が制限されることなく活動が実施されるボランティア活動への支援を進めます。

中種子町男女共同参画プラン【概要版】

発行：中種子町 発行年月：令和7年3月
〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地
電話 0997-27-1111 FAX 0997-27-3591